誹諧世説箋條　松永貞徳先生
昌傳　長澤正傳　全

へ 5
233

明治廿四年七月廿八日 機部 寄贈

東京帝國大學圖書之印
制門
號233
卷
東京帝國大學圖書之印
俳諧書三函
精舍第三
萩原乙彦記
胡林菴圖書
東京帝國大學圖書之印

鄙諧傳授女貞條

第一 百間條

一鄙諧風雅ハ 鶴翁百間と云事

[illegible]

御相伝なくて新式追加あつめらるゝ事も後に法橋兼載文和年中
小嶋梅本人筑波 勅を奉りて道遠説話を拾ひて今案を
定め給ひし西殿良基公普光院まで其外の
よろ和歌の道人にも伝給ふとなる殿小連歌の会を
しきりに連歌の式を定めたまふ 新式と申せんかは
新式と周阿蜷川殿 宗砌を新式と名付てその後さん
伊勢兼光西国守護持参の書を定めて此道の源をひらかせ
山陰宗祇式部肖柏宗長を論ずる此道の文をとあり
相伝ゝ候因悦兵連歌式小堀の説を御筆と候て
旅ゝ定めおかれ侍り又門人兼載江宗清の牡丹花を見て
を撰ぎとて書で定め同国の未と宗清の流れを
姉小路山本を同く此ゝ広中より候ゝを論じ給ふべし

を撰ざる歟 早歌書籍になづきて定めたる也 夫式の奇
式に習ひ天地の義をいふ定めて新しき兼載が連歌新式
まず新式 兼載の式に定めて定むる句やゝ院小連歌
漢和の漢和の式に御前の道の和と連の御題にも
この人の新式兼載の新式の道の句を本意ともいかに
若き道にゝ連歌の式と記し申す其後も御用の連歌の新式
ゆゑしかり連歌の式と一緒に申すまで書
めく一句の法を相て百韻と云ゝるのことを定むる
此事は連歌を初めて倚可に一句の始めなり
此に載する十百韻の法めり筆と十百韻と新式名
かつらまと知るもとなるの新式と百韻の表
八句目より十句表寄合を定めて世を以て五十韻の継

[illegible]

本と知るべし。[illegible]

一 御流の風新に初めて[illegible]

一の風と申す雅と取る。風雅とは[illegible]

[illegible]て傳より言ふ。[illegible]

[illegible]の風新と[illegible]

御流の風雅の[illegible]

風雅の[illegible]

[illegible]

云ふ事誹諧は風雅の一ツや風雅の一ツは則和歌也
誹諧の書紙に書すは法式を借りて取捌也此義
とかくに就寓する事は言語を約に知らさんとすれは
此義をも且服身果方を示めて取捌に合せんとも
其趣なりならぬの居首の義の本意を論する事なし
畢竟は極を示す事なり
一 哥の千体二千体と誹諧に用る事は是も論りの寄
体にして居る也一首に合てあるの一句体千体に誹諧に
も通る事一首に合せる句は是哥体一句体にもす出来
に情の深きは別に哥体に一首にあるの情あらん
様式体也と云ふ眼を掛すと説なきへし
一 誹諧としいふに就て云ふと云ふ古今集の誹諧に始る

あるくは強すべてに様に其根を称して取りまると隆る也
一 誹諧に云ふの紙百韻など云ふ式ありと云ふ表のを
合点すると云して取ることがあるに付の所を称し候也

第二箇條

一 百韻　表八句　七句目月の定座　裏十四句　十句目月　十三句目花　秋
二表十四句　十三句目月　裏十四句　初折の裏と同し
三表十四句　二の表同　三裏上同　名残表十四句　三の表と同　名残裏八句　七句目花
都合月七花四
表の八句名残の表は限て是と句ひの花句ひの峯句と
云ふ春夏秋冬の四時と是に有ずして百韻四季さ
まくに極めの花極陽の気きしあるところて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一銭伍文　表六百　百五月　裏十二百　省五月　[illegible]

十百五月　裏六百　百五月　弟百五月三月五日

百銭四月と裏〻　仏[illegible]の一年[illegible]日月

遅れとかどて六銭[illegible]

の如くなり　表六百五　天地八表会位の六百

一四千四百文　百銭の中とかきあの銭と見して[illegible]

表百　百五月　裏十四百　十百五月　[illegible]

裏百　百五月　弟百五月三月五日

一源氏[illegible]文の手一銭加一文[illegible]

表六百　百五月　裏十百　省五月　二表十二百　十百五月

二表十百　省五月　十百五月　[illegible]銭　裏十二百　十百五月　裏六百　百五月

弟百五月　[illegible]

一表句
善と識得て百韻の法とて連歌式の新式に
当るなり作者致の事式とて新式等て善手句表の句
あり善事に六韻を包て作る人先句表と云也
発句は陽也天地開て始て一陽来復して発句と上
剛もし吉也立のかくあるにすへし肝心之二句
空之発句又空句て知従て之て天気に切字也
云句て初めて是は夜に陽なる係る
終る陰也陰は陽に先立て通るはかり
静寂と物に分るか陰を陽に先立て初めて
天地和合するかず
才之天地陰陽人の道
周と掛也又一句発句とてする也

天地人の三才と表すなり元禄三ヶ年とならて上す可
天地人の形也
四句目は発句の相手なり
五句目は陰の上なり十二に
六句目は
七句目は四句目
八句目は五句目
云事を
天照大神宮を始天地人に
何事も
右表八句に神祇釈教恋無常述懐病
述懐等と云ふ

[illegible]

一六月表　奉行天　銀七　廿三人　四月　食　五月　仕

一八月表　奉行天　銀七　廿三人　四月　法隆寺の米

五月　天皇七社人の米　六月　食　七月　仕　八月　衣

第三段

一奉行　奉行家人　銀　壹　廿三　おなじ

[illegible]

一段

[illegible]ハ春ハ曙

是より四節と云へり是ハ静かなるへし
[illegible]

[illegible]雲ハ[illegible]の[illegible]

是ハ曙の春といふて静かなる[illegible]

東[illegible]陽の[illegible]まで[illegible]列なるへし[illegible]
春[illegible]の[illegible]の春といふ[illegible]
[illegible]の春と[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 正月之節條

小松[illegible]
[illegible]
小[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]

もくろすゆ祝にも諸白数ゝのやうにあり候 又諸白の形余
ふるくて なりあり候 其上の名酒 候ハヾ 下され度
言あり 候ハヾ 然ば 御酒ニ当り 外の […] 稀の
[illegible] 御好ニ 当り [illegible] 御人の […]
小野小町の歌 […]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

又 […] 候 […] 深き […] 末の […] よし
一筆申 候 […]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

和音ハ唐し

一七句目ニ田ろし四句目の折より半迄如重下し

一八句目ニ面あり又五句目の折らぬ如き揃くとも下し

一半書ハ作りと定きとも云有のへし持りまとめ

あすもとより奉へし

第字練

一言葉の五韻は篇序題曲流 三義ニ風賦比

真雅頌なりと云義と云様もする也前ニ云図ニ

天竺ニ梵文 唐ニ精誠 日本ニ和言 連歌 俳諧 又隠有

又言葉ニ云つ又付又句ニ佗行 流儀 連句ニ

上下の句を又句とあらはし云義ハ又限云勝とて

人ハ言地をちきつまて三儀より三儀の風姿をさぐりて

風雅の二ツを定く抄す俳諧也ニ於面影思ひ

あるものも眼耳鼻舌身意の六根のうちも目と

耳ことを風雅の字ニ之く觸きさえ思ひきつきき

觸さひするを和の末の心をさして又目ニ耳と見ていひ

あるとと思ひ言をも用ひてかへり見きたゝえ勢い

ぎを和の同前の風雅に有や和を目作りあり

言ニ字の働きとも字ニ立て耳ニ石ニ和やを月

者ハ此働きとて耳古鼻舌の四ツを見てに此字ニ

和ニ切字の大切也揃と見きれ言と和也

言ニ傘とすりめへき同而

言に和む下言ニ傘とすりめりとそすて故ハ言之

云つゞけてひとつまゝ此姿あるべからず皆の姿
となる也稽古の手本として風躰幽玄の姿となれば
おのづから習ふべきは其品々の押字を定目と云べし
初心稽古するものは先音曲を習て篇曲流に
なりとあつかひて句ごとに言葉を切て節を付るを
習ふべし云釈せずして言葉を付て初心は十七字に
音ひとつ云もはやく云て節も十七字十八字に
あかぬ也宮と云すなはち稽古に三字字句に節を付る
ならし

第五篇條

一序破急　新編結構　序正流通同縁　譬喩の
所は除きて序破急と云　又序破急と其節を付るに

第六篇條

一篇　序　題曲流　序破急　序　第三の天地人
の三才に配りて又義の部を立てと云也
篇とは又文字や人と読て作りたる所を行ひ習ふ
二句なきにしも此篇目に前にとて綴るとよき也
又天地人の沈思も沈言して結びたる二句を
序とは第二の句が月をくと待つ間の句をなす又句目
にて曲をなす事に第三の句めのをとて下を見ゆる所
題のゆゑに一色が月を開く節を付て定めたる海也
題とは三の句の結びと云ひ出すを定めたる句目
頼みて其事とは　其句なる節まで付るとて三の紀

[illegible]

第七箇條

一何人公の習ひ給ひしかきこそ　えもいはずをかしけれ
[illegible]

いつれ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第八ヶ条

一 継続に[illegible]と云ふの[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]百首の継続[illegible]

[illegible]

[illegible]

事也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]乃上

詮人の中書縢をぬきて
道者前句と後句斗ケ次也てまた古に云とて付
無之不面と云事に云あらし又句也独人の體之
語る事親句疎句の二種あり
一親句疎句と云は親句とは数ふやさしきを和歌
疎句とはうけくしてさりとして探るべき趣ありて哈補也
同轄ふ好ましきと合せる心やひへさす肯ず也
再番帯氷に
又涯陽に
談の在るに江の辺に打渡りてと云謝陽まま
弥の外ありもと幸
親とせん疎句あり親句の疎句ちるあり疎句
句と句あり花疎句の親句と云と秘密

親句和也五親疎句相を唯一流唯一文字一屋し
親句とし多くし前句に叶て疎句不判て取ふ親句を
付る様に花又詞求あり也
一親人水去親句は有相之方便其御して取る宗
安へし疎句は無相之宗相之理之実相之をとも
とききて流し
又親句は教之沙汰へ疎句は禅之宗之家之宗も
親句は不可義疎句は禅儀也疎句は各為之小諦
疎句は方一偏之王用之殊之大宗之
さのあ和之親句は又付して今年小安くもあて
石なよ深く更而しさあ和とて疎句は付るに付ぬ
心ぞありやさし花るなし疎句はさん絶対せ次去に

耳に入新しきを撰ぶ 実ありて深く思ひ入ぬ句
深きを作者あり 端的にも深きを深きあり 味はひ
の浅きをびたる一句の大道ひあれども猶いまだ
自然に於ける事深く泝へるに意識寄し
一 思神附 あらひ附 遠附のこと深き事只句
後するも心得あり付句にさる深き事に向ふ時
句を案じて心をあらはすの深き深きと
見計らひとありて句をたまへし わけ高く
おつる句の余合観音よりも見えて新し 物の
より心を付けて物の詞の八字のすん 顔とて
末の句の移りを句の心となり
今に新しみを見付けて云ふ名を他の姿なる

そのまゝとあらひ付あるの 一遠附として云ふ 遠句なり
案じ得て深く思ひ入て物を作りて云ひ捨たると云ふ
皆其座の機嫌を合すべし

第九ヶ條

一 切字十八字 哉 もがな し や し じ ぬ 疑字 か
けり ぞ つ す よ せ れ へ け し いかに
是を十八の切字といふや 既に和歌にいろは四十七字
皆切字なりとしるされ 和歌に続きて十八字としては只
初心の事 懇の人は猶切字を用ひ安き文字と定めて候
能の人は数つくせる也 作段の事はさまでの事たゞ用
文字にまかせていつも見て捨て置きて一句立ある

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

答 月や花ちるあきの夕ぐれ

雪ふるや[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十一段條

第十二段條

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十四條

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十五 菊條

第十六 菊條

仮名手付

聖堂文庫

第十七回 條

一才三の新字箱　[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十八 [illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十九 菊隈

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

二の海

[illegible]川

[illegible]の巻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又音通ずる相通じて切ると云ふ義也
源頼朝公第九軍の時より
始ふ事

ようとうの軍家代

芦屋の里に有通じて軍家代の者に相続
三人にて切る相続の
軍ふのふと第九の
切のもとく切るのあるべ
切所三所あるとあるべ
三百の切ふ刑あり高
と切りて云ひ軍めと
刑罰とおる通じて家
ふ

ふるいて通じて相通
あるる新まめ
又切るふ三所のつぎ
刑罰とある切ふ
切るく一で
切通をまだ
切所日名相
芦屋の
芦屋の
作者ふ冠の
まふ
ふとて切又
一切四 相伝 通言 入新
右の切ふ又音

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二十二回

一三のの文面の所 又彩本史金七水 御得よの四と

本史金とのを切ってあるを彩色りてある
又彩色をもって本を陰陽と分ってあ
れば下のの文金ふをを陰陽と分って松会ふの四と
めの四とを陰陽と分ってあるもの松の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二千余石十五千俵程と報ぜし分の海産三反ニッ
秋之ゑこと〳〵の物と報ぜし分を報ぜ三百
さんの報ぜ相撲番付に載せ候ふ傳つゝ十本の
筆四ちゝ百箱傳ふ。おけ〳〵みちの十寿ちゝ
筆四ふ商事と報ぜ〳〵おけ〳〵やうに報ぜ相撲ふ
四郎すべ〳〵さてそ日の相撲に報ぜ人々十八の富士
報判者三人おゝめ十郎の相撲に百箱の四ちゝ
刻ふ相撲〳〵相撲番付三人ちゝ家四家四振地者
一人めゝ〳〵ちゝ寿の中ちゝ相撲ふ吉原で
ちゝ夏秋の寿と〳〵報ぜ〳〵ちゝ今年報ぜ
ちゝ相撲ふ〳〵ちゝ必ず相撲ふ〳〵ちゝ夏の相
撲遠ひ相撲番付十百箱相撲ちゝ四郎〳〵

ちゝ四ちゝ相撲と四ちゝ相撲ふ相撲ふ〳〵
ふ勝負の人ちゝ百箱ちゝ相撲ちゝ長谷川長谷
郎報ふ相撲ふ天神人番人番人〳〵の番
ちゝ〳〵ちゝ連〳〵術相撲の連人寿の人〳〵の郎番付
ちゝ〳〵相撲人ちゝ四郎番付ちゝ相撲
ちゝ〳〵ふ富士の相撲ふ〳〵百十百箱相撲ふ〳〵
ちゝ寿の中ちゝ寿の寿と〳〵ちゝ〳〵
ちゝ四ちゝ寿ちゝ四ちゝ寿ちゝ四ちゝ
十四四ちゝ寿ちゝ四ちゝ寿ちゝ四ちゝ
ちゝ〳〵ちゝ寿の中ちゝ寿と〳〵ちゝ〳〵
匂ひの寿と番付ちゝ〳〵ちゝ寿
ちゝ〳〵ちゝ寿の中ちゝ寿と番付ちゝ傳ちゝ
傳ちゝ〳〵ふ傳ちゝ〳〵ふ傳ちゝ〳〵ふ傳ちゝ大
ちゝ十四四ちゝ四ちゝ寿と〳〵ちゝ傳ふ〳〵

第二十三図解

一番目の図は[illegible]人の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二十四條

一[illegible]

[illegible]

第二十又篇 [illegible]

一[illegible]七十ケの[illegible]

一伊弉諾尊之哥　善哉遇可美快女唱
伊弉冊尊之哥　善哉遇可美快男和

一[illegible]

一天[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一素戔嗚尊十二頭の[illegible]

[illegible]

一[illegible]

紀伊

一[illegible]十二の異名　[illegible]川　[illegible]川　[illegible]川　[illegible]哥
[illegible]川　[illegible]川　[illegible]川　[illegible]川　[illegible]新川

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

人[illegible]

[illegible]

[illegible]

尾の[illegible]

一郡[illegible]の事

業平

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右誹諧廿五箇條秘奥者花咲翁貞德誹聖之
正傳也拾穂庵季吟先生之高芳從白櫻下木
因先生濃州文垣杭瀬川翁諳口授口傳候通蕾一冊奉致傳
授候然上者御神文之通他見他傳御許容被成
下候儀御敬神奉願候穴賢

寛暦七丁丑年二月吉日

奉傳上

水野勢之公

九九日句翁千賀氏
南利齋土麻呂